

長野工業高等専門学校内部組織規則

全部改正 令和4年8月1日
最終改正 令和6年12月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第11条の規定に基づき、本校の内部組織を定めるものとする。

(副校長)

第2条 本校に、副校長を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 教務主事
- 二 学生主事
- 三 審務主事
- 四 専攻科長
- 五 総務主事
- 六 研究主事
- 七 事務部長

2 副校長は、校長の職務を補佐する。

3 校長に事故あるときは、第1項第一号に規定する者がその職務を代行する。

(校長特別補佐)

第3条 本校に、校長特別補佐を置くことができる。

- 2 校長特別補佐は、校長の命により校長の職務を補佐するとともに、校長が定めた特定の事項を担当する。
- 3 校長特別補佐は、准教授以上の専任教員をもって充てる。
- 4 校長特別補佐の任期は、任命された当該年度の末日とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(主事)

第4条 本校に、教務主事、学生主事及び審務主事を置く。

- 2 教務主事、学生主事及び審務主事は本校の教授の中から、それぞれ校長の推薦を受けて独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が任命する。
- 3 教務主事、学生主事及び審務主事は、それぞれ学則に掲げる職務を掌理する。
- 4 教務主事、学生主事及び審務主事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条の2 前条に定めるもののほか、本校に総務主事を置く。

- 2 総務主事は、本校の教授の中から校長が任命する。
- 3 総務主事は、校長の命を受け、総務企画等学校運営の重要事項に関するこ

理する。

- 4 総務主事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条の3 前二条に定めるもののほか、本校に研究主事を置く。

- 2 研究主事は、本校の教授の中から校長が任命する。
- 3 研究主事は、校長の命を受け、研究・産学連携活動の推進に関するこを掌理する。
- 4 研究主事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(主事補)

第5条 本校に、教務主事補、学生主事補及び寮務主事補（以下「主事補」という。）を置く。

- 2 主事補は、当該主事の職務を補佐する。
- 3 主事補は、講師以上の専任教員をもって充てる。
- 4 主事補の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻科長)

第6条 本校の専攻科に、専攻科長を置く。

- 2 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関する事項を掌理する。
- 3 専攻科長は、専攻科を担当する教授をもって充てる。
- 4 専攻科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻長)

第7条 本校の専攻科の各専攻に、専攻長を置く。

- 2 専攻長は、専攻科を担当する教授又は准教授をもって充てる。
- 3 専攻長は、専攻科長の職務を補佐し、当該専攻の教育・研究及び運営に関するこを総括するとともに、連絡調整にあたる。
- 4 専攻長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学科長)

第8条 本校の工学科に、学科長を置く。

- 2 学科長は、教務主事をもって充てる。
- 3 学科長は、工学科の教育・研究及び運営に関するこを総括するとともに、連絡調整にあたる。

(系長、院長)

第9条 工学科に、学則第7条第2項に規定する系（以下「各系」という。）のほか、リベラルアーツ教育院（以下「教育院」という。）を置く。

- 2 各系には系長を置き、教育院には院長を置く。
- 3 系長及び院長は、校長が指名する。
- 4 系長及び院長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副系長、副院长)

第10条 各系及び教育院に必要に応じ、副系長及び副院长を置くことができる。

- 2 副系長及び副院长は、工学科に所属する教授又は准教授をもって充てる。
- 3 副系長及び副院长は、系長及び院長を補佐する。
- 4 副系長及び副院长の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学級担任)

第11条 各学級に、学級担任を置く。

- 2 学級担任は、当該学級の運営及び学生の指導にあたる。
- 3 学級担任の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学級副担任)

第12条 第1学年及び第2学年の各学年、並びに第3学年、第4学年及び第5学年の各学級に、必要に応じ、学級副担任を置くことができる。

- 2 学級副担任は、当該学年若しくは当該学級の学級担任を補佐する。
- 3 学級副担任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学年主任)

第13条 各学年に、学年主任を置く。

- 2 学年主任は、当該学年の学級担任のうちから充てる。
- 3 学年主任は、当該学年の運営に関し、主事、工学科長、系長、院長及び学級担任との連絡調整にあたる。
- 4 学年主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学校施設)

第14条 本校に、次に掲げる学校施設を置き、それぞれ施設長を置く。

- 一 図書館
- 二 情報教育センター

- 三 技術教育センター
- 四 地域共同テクノセンター
- 五 国際交流センター
- 六 グローバルエンジニア育成センター
- 七 高速信号伝送評価センター
- 八 ソーシャルイノベーション・サポートセンター

2 各学校施設の組織及び運営並びに施設長等については、別に定める。

(室)

第15条 本校に、次に掲げる室を置き、それぞれ室長を置く。

- 一 男女共同参画推進室
- 二 学生相談室
- 三 広報企画室
- 四 リスク管理室
- 五 基金室
- 六 進路支援室
- 七 入試広報室
- 八 教学 I R 室

2 各室の組織及び運営並びに室長等については、別に定める。

(諸会議)

第16条 本校に、次に掲げる諸会議を置く。

- 一 執行会議
- 二 運営会議
- 三 教員会議

2 各会議の組織及び運営等については、別に定める。

(委員会等)

第17条 本校に、運営に必要な事項を審議及び実施するため、委員会等を置くことができる。

2 委員会等の組織及び運営等については、別に定める。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、本校の内部組織等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年7月4日 全部改正）

- 1 この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、電子情報工学科長、環境都市工学科、及び一般科が存続する日までの間、下表左欄の

長を置き、下表右欄の者が兼ねるものとする。

機械工学科長	機械ロボティクス系長
電気電子工学科長	情報エレクトロニクス系長
電子制御工学科長	機械ロボティクス系長
電子情報工学科長	情報エレクトロニクス系長
環境都市工学科長	都市デザイン系長
一般科長	リベラルアーツ教育院長

3 長野工業高等専門学校研究支援委員会規則（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

4 長野工業高等専門学校環境委員会規則（平成22年9月16日施行）は、廃止する。

附 則（令和4年8月1日 一部改正）

この規則は、令和4年8月1日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則（令和5年3月16日 一部改正）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 長野工業高等専門学校教育支援センター規則（令和2年4月1日施行）は、廃止する。

3 長野工業高等専門学校グローバル教育推進センター規則（令和2年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（令和6年7月18日 一部改正）

1 この規則は、令和6年7月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 長野工業高等専門学校タイ協働センター規則（平成29年12月22制定）は、廃止する。

附 則（令和6年12月26日 一部改正）

この規則は、令和6年12月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。